青少年健全育成条例による有害図書類規制についての覚書

曽我部　真　裕

一　はじめに

本稿掲載号は初宿正典先生及び位田隆一先生の定年退職を記念するものであるが、初宿先生は、主としてドイツ憲法に関わる諸問題の研究によって憲法学界に貢献された一方で、家族を巡る憲法問題や、子どもの権利の問題にも少なからぬ関心を寄せておられた。実際、一九九二年から二〇〇八年までの間、長きに渡り京都府青少年健全育成審議会の委員として青少年健全育成の問題に取り組まれたほか、この問題に関連する幾つかの論考[①]を公表されている。これらの論考においては、比較的明確に青少年条例による有害図書類規制の合憲性が承認されている点が注目される[②]。しかし、憲法学界全体としてみれば、こうした規制の合憲性に疑義を呈する論者が少なくないのが現状であろう。

ところで、最近、東京都条例の二〇一〇年改正問題に関して、有害図書類[③]規制に対して大きな社会的関心が寄せられる機会があった[④]。そこでの議論では、出版社や漫画家、あるいは漫画やアニメの愛好家といった人々のほか、法律家としてはこの問題に関心を寄せる弁護士が活発に発言していたように見受けられるが、憲法研究者の参加は必ずしも顕著ではなかったように思われる。

しかし、青少年条例は、日本で日常的に機能し定着している表現規制としては代表的なものの一つである割には、条

例であることもあって必ずしも規制として十分に練られたものではないように思われる。しかも、多くの条例が制定後数十年を経て改正を重ねてきており、あたかも増築を重ねた建物のように複雑な構造を呈している。前述のように東京都条例改正論議においては憲法研究者の参加は活発ではなかったが、今述べたような意味で重要な条例がこのような状況にあるとすれば、現実的有用性の発揮を直接の目的とするかどうかはともかく、何らかの意味でその改善に向けた検討を行うことも、憲法研究者の果たすべき役割に属するのではないかと思われる。

そこで、この小稿では、こうした観点から、東京都条例の二〇一〇年改正にも触れつつ、青少年条例による有害図書類規制について検討してみたい。

二　有害図書類規制の憲法論について

(1)　岐阜県青少年条例事件判決

有害図書類規制に対する憲法の観点からの最大の批判は、有害図書類への接触と青少年の健全育成との因果関係が明らかではないという、立法事実の欠如に関するものである。この点に関連して、岐阜県青少年条例事件判決（最三小判一九八九年九月一九日刑集四三巻八号七八五頁）の「有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであって、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識であるといってよい。」という判示が、科学的根拠を欠くものとして批判されている。また、同判決における伊藤正己裁判官の補足意見が、青少年に対する表現の規制については審査基準が緩和され、「青少年保護のための有害図書の規制が合憲であるためには、青少年非行などの害悪を生じる相当の蓋然性のあることをもって足りる」としたことについても異論が多い。

確かに、多数意見のように、単に「社会共通の認識」であることをもって規制を正当化するのは乱暴であるし、伊藤補足意見における基準の緩和についてもその根拠が必ずしも明確ではないことは否定できない。

しかし、この問題を考える場合、青少年保護という目的の必要不可欠性や青少年のアクセスに限った規制であることといった従来からの論拠のほか、科学的には、有害図書類が青少年の健全育成に対して悪影響を及ぼす可能性は全くないとまでは言えず、不明な点があること、しかし、有害図書類の影響により逸脱行為、ことに犯罪を犯す結果になり、あるいはとりわけ性に関する歪んだ価値観を形成してしまった場合には本人にとって取り返しがつかないという点を考慮すべきだと思われる。

このような場合、有害図書類への接触と青少年健全育成との科学的因果関係が不明確であるからと言って、およそ規制が許されないということは言えないのではないだろうか。この点について立法者の判断の余地はおよそ認められないのだろうか。伊藤補足意見における審査基準の緩和も、このような観点から理解されるべきであろう。[5]

なお、有害情報への接触による青少年への悪影響を防ぐことを目的とする点で有害図書類の規制と類似する、携帯電話のフィルタリング措置について、青少年インターネット環境整備法一七条一項は、契約者又は利用者が青少年である場合には、フィルタリングサービスを提供することを事業者に義務付けているが、当該青少年の保護者の申出により解除することが可能である。その趣旨は、青少年に「フィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断するのが適当である」[6]という点にあり、保護者の教育権の行使を支援するという目的であると思われる。[7]

現行の有害図書類の規制は、このような目的をとるものではないが、[8]立法論としてこのような考え方を取り入れることはありうるとは思われる。ただ、フィルタリングの場合とは異なり、有害図書類の規制に保護者の関与を組み込むことは立法技術的に難しいかもしれない。なお、保護者の教育権行使を支援することを目的とするとしても、一定の種類

の情報に限って保護者の関与を介在させることは、これらが、上記の意味で有害であることを前提とするはずである。

(2) 検討視角

さて、有害図書類規制については違憲審査基準を緩和してもよいと考えられるとすると、規制と弊害との関連性の検討が甘くなり、ひいては規制が野放図に拡大する恐れがある。東京都条例の改正の際に表明された懸念の一つは、この点に関わるものと言えよう。そこで、有害図書類への接触から生じうると想定される悪影響をできるだけ特定することが求められる。この観点からは、従来の青少年条例による規制のあり方には問題がないとは言えない。

例えば、性表現に関しては、「青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害する」ものが有害図書類とされるのが一般的な規定のあり方であるが、「青少年の性的感情を著しく刺激」する図書類によって生じる悪影響として、どのようなものが想定されているのだろうか。

これについては、「『有害図書』の有害性判定に際しては、それが青少年を犯罪や非行という外形的行為に走らせる動機づけの役割を果たしたか否かというレヴェルで問題とするのか、それとも性格・情緒等の内面的事象への『悪影響』をも含めて問題とするのかを明確にすべきである。」[9]という指摘がつとにある。[10]

この区別に従うと、前者の想定、すなわち、性的感情を刺激した結果、性犯罪や非行に走る恐れがあるという想定は、さすがに無理がないではない。したがって、有害図書類規制の目的として主として想定すべきは、後者、すなわち「性格・情緒等の内面的事象への『悪影響』」ということであろう。

このように考えた場合、性的感情を刺激する図書類一般を規制対象とする必要性に疑問が生じる。この点については、最近の改正によって条例レベルで有害図書類の定義を詳細に定めている大阪府条例を例に検討してみたい。同条例一三条一号は、性表現に関しては下記のようなものを有害図書類としている。

青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの

イ　陰部、陰毛若しくはでん部を露出しているもの（これらが露出と同程度の状態であるものを含む。）又はこれらを強調しているもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ロ　全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での自慰の姿態又はこれらの状態での女性の排せつの姿態を露骨に表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ハ　異性間若しくは同性間の性行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現するもの又はこれらの行為を容易に連想させるもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

ニ　変態性欲に基づく行為又は近親相かん、乱交等の背徳的な性行為を露骨に表現するものであること。

ホ　強姦かんその他のりょう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

右記のうち、イロハとニホの間には質的な違いが感じられる。すなわち、イロハは単に卑猥な、あるいは扇情的な印象を与えるものである。これらに接触することによって想定される影響としては、青少年の性的関心を高めることはありうるが、前述のように、性犯罪を助長する可能性は、想定としても無理があるように思われる。

これに対して、ニホは、違法あるいは道徳に反する性行為を対象とするもので、性犯罪を助長するとまでは言えないだろうが、性に対する価値観に悪影響を及ぼすことが想定される。そこで、こうしたものを有害図書類として規制することは理解できる。イロハについても、主として女性を性の対象とするメッセージを多少とも発しており、性に対する価値観に悪影響を及ぼすといえるかもしれないが、ニホとは質的に異なるだろう。

(3)　東京都条例

もっとも、大阪府条例一三条一号は、上記のような区別を意識したものとはいえず、したがって、ニホも規制として

は広汎に過ぎるきらいもある。とりわけ、性的マイノリティの志向にも関わりかねない「変態性欲に基づく行為」をも規制対象とする点[11]や、単なる露骨な描写が規制対象となる点などには問題が感じられる。この点、二〇一〇年改正後の東京都条例は、上記のような区別の観点から理解することが可能であろう。

すなわち、東京都条例八条一項一号及び二号は、下記のように定める。

第八条　知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一　販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激（……）するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

二　販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七条第二号[12]に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

一号は大阪府条例一三条一号イロハに対応するものであり、二〇一〇年改正で追加された二号は同号ニホに対応するものとみることができるが、東京都条例は、「著しく性的感情を刺激し（……）青少年の健全な成長を阻害するおそれ」（一号）と、「青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げ（……）青少年の健全な成長を阻害するおそれ」（二号）とを区別したことになる。[13] 現状ではいずれも有害図書類として同一の規制がなされることになるが、このような区別がなされたことは、前者の規制を維持するかどうかも含めて、[14] 今後、有害図書類規制について広く議論していく

際の手がかりとして重要だと思われる。

(4) 小　括

以上のような観点からは、さしあたり二点ほど指摘をしておきたい。

第一は、裁判所が有害図書類規制の違憲審査を行う場合には、規制対象の図書類と想定される青少年健全育成への弊害との対応関係をより重視すべきだと思われる。上述のように、審査基準としての関連性は緩和することも考えられるが、条例が予定する関連性の想定が不明確な場合や、立法者の判断の尊重を前提にしても想定に無理がある場合には、規制を認めるべきではない。

第二に、有害図書類規制につき、立法者の判断を一定程度尊重すべきだとすれば、民主政の観点から、その判断過程の質に関心が向けられるべきである。先般の東京都条例改正に当たってなされた批判の一端は、利害関係者の意見を聞くべきだという点に限られないとすれば、この点に関するものであった。もっとも、条例制定過程の質の問題は、ひとり青少年条例に限られるものではなく、一般的な課題だろう。

三　自主規制、個別指定、表示図書類

(1) 現行の指定制度の概要

次に、規制の方法について検討する。標準的な青少年条例においては、個別指定、包括指定及び団体指定という三つの有害図書類の指定方法が定められている。これに対して、自主規制を重視してきたとされる東京都条例は、上記のうち個別指定制度（八条）のみを採用し、それ以外は、自主規制（七条）や表示図書類制度（九条の二）を設けている。

いずれにしても、これらの規制方式は、条例制定時から改正を重ねることによって拡大してきたもので、歴史の古い条例においては、当初は個別指定制度しかなかったものが、脱法行為の防止の観点から緊急指定、包括指定や団体指定といった制度が設けられ、あるいは自動販売機への収納規制等がなされるようになったというのが一般的な経緯であろう。今日では、包括指定・団体指定、あるいは表示図書類制度により、個別指定の件数はかなり少ないものとなっているが、[15] 包括指定制度や表示図書類制度には問題がないのだろうか。

(2) 包括指定制度

まず、包括指定制度については、指定の基準そのものは多かれ少なかれ明示されはするものの、個別の指定行為が介在せず、また、指定の有無が公示されないことから、問題が大きいと思われる。[16] これに対して、個別指定の場合には通常、有識者からなる審議会への諮問を経て指定される点で手続的な配慮があり、また、告示により指定対象が明示されることになる。

確かに、包括指定の基準は条例または施行規則等に明示されているから、ある図書類が有害図書類に該当するか否かの判断は相当程度可能であるが、大量の図書類を扱う書店などではこのような作業を個別に行うことは困難である。その結果、包括指定の基準に該当しないものも含めて書店が取り扱いを中止するなどの萎縮効果が懸念される。[17][18]

さらに、性描写に関する包括指定の基準は、通常、図書類の中に、全裸又は半裸の卑猥な姿態における陰部等の露出や、性交又は性交類似行為の描写が、一定量又は一定割合含まれるか否かという点が中心であり、これらが性的感情を刺激することは確かであろうが、単に性的感情を刺激するだけのものが青少年の健全育成に悪影響を与えるという想定については、前述のように更なる議論が必要である。

他方、このような想定に基づいて包括指定をすることとした場合、基準以下の量又は割合しか問題の描写が含まれて

いないような図書類が指定の対象外となる根拠は必ずしも明確ではないのではないか。

具体的な基準の当否の問題は措くとしても、その萎縮効果に鑑みると、現在の包括指定制度は廃止すべきではなかろうか。確かに、岐阜県青少年条例事件判決は包括指定方式も合憲であるとしており、伊藤補足意見も、他に有効な手段がないことを理由にこの判断を支持しているが、当時は後に触れる団体指定制度が存在していなかったことを考慮する必要があろう。

なお、同じく基準の当否を措くとすると、包括指定制度の問題性は、有害図書類への該当性の判断を、書店等の流通事業者に行わせるところ、書店等が逐一その取り扱う図書類の内容を審査することが困難である点にあった。この問題は、書店等ではなく図書類発行業者に有害図書類該当性の判断をさせ、その旨の表示をさせることによって解決することができる。こうした仕組みは、セルフレイティングの一種であり、次に検討する東京都条例の表示図書類制度と共通性を有する。

(3) 表示図書類制度・団体指定制度

以上のような包括指定制度に対し、近年では、自主規制団体の役割を重視する仕組みが見られる。具体的には、表示図書類制度や、次項で触れる団体指定制度である。

まず、東京都については、条例自体が自主規制を重視しているとされ[19][20]、他の条例に見られるような包括指定制度は、導入を求める主張はあるものの、今日においても存在せず、有害図書類指定制度としては個別指定制度があるだけである。

しかし、東京都条例では、図書類発行業者は、自ら又は自主規制団体が、「性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害する恐れがある」図書類・映画等のうち東京都規則で定める

基準に該当すると認める図書類に、表示を行う努力義務を負い、また、図書類販売業者は、これらの表示図書類を青少年に販売しないことなどの努力義務を負うとされている（九条の二）が、これが表示図書類制度であり、二〇〇四年の条例改正によって導入されたものである。また、表示図書類に関する知事の勧告権も認められている（九条の三）。上述のように、図書類発行業者が自ら判断する限りは、一種のセルフレイティングの仕組みといいうるが、自主規制団体が判断する場合には、次の団体指定制度と共通点を有する。

次に、東京都以外の条例において近年増加してきた団体指定制度は、知事による個別指定ではないという意味では包括指定の一種であるが、知事の指定する自主規制団体が有害図書類の基準に基づいて青少年による閲覧等を不適当であると判断した図書類を有害図書類とするもので、二〇一一年現在、二六道府県で導入されている。[21] 当初は、膨大なリリース件数のあるアダルトビデオの有害指定を念頭に設けられた制度であるが、[22] 現在ではアダルトビデオ・DVDに限らず、ゲームソフト、さらには書籍や雑誌も団体指定の対象とする条例も多い。ただ、実際の指定状況[23]を見ると、やはりビデオやゲームが念頭に置かれているようである。

表示図書類制度や団体指定制度は、別稿でも指摘したように、[24] 自主規制の要素を取り入れた公的規制である共同規制の例であると見ることができる。すなわち、条例及び規則で規制基準を定める一方で、個別の図書類が表示図書類ないし有害図書類に該当するものか否かの判断は個別の事業者や自主規制団体に委ねられている。

表示図書類制度と団体指定制度は、こうした大枠では共通するが、表示図書類制度においては表示図書類の表示や、表示図書類の青少年への販売等の制限が努力義務にとどまるのに対し、団体指定制度においては有害図書類の指定の効果を有し、法的な義務が発生することになる。また、表示図書類制度においては、倫理綱領等を有し自主規制を行っていれば個別の手続の介在なく努力義務の対象となるのに対し、[25] 団体指定制度においては知事が自主規制団体を指定することになる点も異なる。

これらの制度は、表現規制のデリケートさに鑑み、事業者や自主規制団体の判断を尊重する点や、表示や指定の対象が明示される点で包括指定の検討の際に指摘した問題点が回避される点で、優れた面も有するが、なお問題点もなくはない。以下、団体指定制度を中心に簡単に検討することとしたい。

団体指定制度においては、自主規制団体を知事が指定するという手続がとられる。団体指定制度においては、共同規制の長所を生かすべく指定団体の自主性を尊重する必要性がある一方で、指定団体による指定があれば有害図書類として刑事罰を含む法的な効果が発生するという権力性があるため、指定団体に対して一定の公益上の要請を及ぼす必要が生じ、ここにディレンマがある。有害図書類規制はメディアに係るものであるから、このディレンマはより一層先鋭的なものとなるということもできる。前者の要請を強調すれば、このような共同規制の仕組みをとるべきではない（「権力の下請け」化批判）ということにもなるが、本稿ではさしあたり、この点は措き、指定団体への要請の点を考えたい。

さて、指定団体に対して一定の要請を及ぼすために、指定の手続や要件を定めることが考えられるが、ほとんどの条例はこの種の定めに乏しい。例えば、愛知県条例六条三項三号は、「図書類取扱業者で構成する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不適当であると認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの」を有害図書類とすると定めるにとどまる。

現在、指定団体となりうるアダルトＤＶＤやゲームソフトの自主規制団体は限られていることから、詳細な基準を定めることには実益があまりないことや、実務上、指定に際しては青少年保護審査会に諮問がなされていることから、このような規定の仕方で特段の支障は生じないという理解がなされているのかもしれない。また、青少年条例は都道府県単位で制定されているのに対し、指定団体となりうる団体は全国的な団体であるのが通常であることから、詳細な規定をしたところで執行が困難であるという事情もあるのかもしれない。

しかし、前述のように指定団体は事実上公権力を行使することになるのであり、それにふさわしい内実を有するもの

でなければならない。特に、適正な審査を行っているか否かについて検証が可能でなければならないだろう。その意味で、審査体制、基準や手続、財務の公開など、一定の透明性が求められることになろう。しかし、現在、指定団体となっている諸団体においてこうした要請がどの程度充たされているのかは明らかではない。他方、メディアの自主性を尊重するという要請を踏まえれば、指定団体について完全な第三者機関性が要請されるかどうかは微妙なところである。

上記のような観点から注目されるのは、神奈川県条例である。神奈川県条例一三条は、典型的な団体指定制度ではなく、知事が指定した団体によって青少年に不適当だとされた図書類（団体表示図書類）について青少年への販売等をしないようにする努力義務を課すという、団体指定制度と表示図書類制度を組み合わせたような制度を定めている。

それはともかく、神奈川県条例の特徴的な点は、団体指定のための要件を定めている点である。同条例施行規則五条によれば、以下の三点のいずれにも該当することが指定の要件であるとされる。

① 定款、規約等団体の目的及び組織を明らかにする書類を整備していること

② 図書類の審査に係る適切な手段を整備していること

③ 上記二点に規定する事項を周知する措置を講じていること

そして、知事は、指定団体がこれらの要件を満たさなくなった場合には指定を解除しその旨を告示しなければならないとする（一三条五項）。なお、この制度の下で現在指定団体となっているのは一団体（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO））のみである。

前述の通り、その他の道府県においてはこの種の定めはないが、団体指定制度をとる以上は、この程度の規律を行う必要があると思われる。他方、東京都のような表示図書類制度においては、自主規制団体による判断、あるいは図書類発行業者のいわばセルフレイティングを努力義務にしているにとどまるため、詳細な規律が必要とまでは言えないかもしれない。しかし、東京都条例九条の三は、表示図書類について知事の勧告権、公表権を定めており、表示図書類制度

を純然たる自主規制と見ることは困難であって、そうであるとすれば、それにふさわしい規律が必要であろう。

四　おわりに

この小稿では、青少年条例による有害図書類規制の意義そのものは承認しつつ、累次の改正を経た現在の制度の抱える問題点を簡単ではあるが検討した。以下では、そのまとめをもって本稿の結論としたい。

まず、有害図書類規制の憲法論について、有害図書類との接触が青少年の健全な成長に与える影響の不確定性と、ありうべき結果の重大性に着目して、岐阜県青少年条例事件判決における伊藤補足意見の違憲審査基準緩和論を説明する可能性を指摘した。その上で、規制の想定する有害性について明確化し、広く議論に付す必要性を論じた。

次に、現在の有害図書類指定制度については、現在の包括指定制度は書店等に萎縮効果を与え、それ故に維持しがたいものであることを指摘した。また、団体指定制度については、優れた面も有するが、多くの条例においては規律に不備があり、是正が必要であると考えられる。

団体指定制度は自主規制団体に着目した仕組みであるが、別の可能性として、個々の図書類発行業者に着目した規制も考えられる。すなわち、個々の事業者にセルフレイティングの義務を課し、原則としてそれを尊重するという仕組みは、現在の青少年条例には見られないが、包括指定制度や、表示図書類制度による個別事業者の努力義務について検討を進めた先には、このような可能性も見えるように思われる。[26]

① 初宿正典「家族を巡る憲法問題」法学教室一六〇号（一九九四年）六一頁、同「子どもの基本権」法学教室一六八号（一九九四年）六七頁、同「判例評釈　青少年保護育成条例によるコンピューター・ゲームソフトの有害図書類指定と表現の自由の制限の合憲性」判例評論四三一号（一九九五年）二〇二頁、同「表現の自由の限界——犯罪方法を伝授する出版物と『二重の基準』の適用」法学教室一七二号（一九九五年）四二頁。

② 初宿正典『憲法2（第三版）』（成文堂、二〇一〇年）二八〇頁、初宿・前掲「子供の基本権」七二—七三頁、初宿・前掲「判例評釈」二七—二八頁。

③ 東京都条例では「不健全図書類」という用語が用いられているが、他の多くの府県の条例では「有害図書類」という呼称であるため、本稿でも原則として後者の語を用いることとする。

④ この問題については多数の新聞雑誌記事やインターネット上の書き込み等が存在するが、反対運動の中心人物の一人による包括的な検討として参照、藤本由香里「有害情報規制をめぐる問題について」法とコンピュータ二九号（二〇一一年）二七頁。

⑤ 先端的な科学における学問研究の自由の規制に関して、この自由が精神的自由であるとしても、予測のつかない重大な危険が生じる恐れがあることを理由に、審査基準の緩和を主張する見解がつとにあった（戸波江二「学問の自由と科学技術の発展」ジュリスト一一九二号（二〇〇一年）一一二頁（一一六頁））。

⑥ 内閣府、総務省、経済産業省「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説」（二〇〇九年）二〇—二二頁。(http://www.w8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf)

⑦ なお、暴力的ゲーム規制に対するアメリカ連邦最高裁の違憲判決（Brown v. Entertainment Merchants Association, 2011 U S LEXIS 4802(2011)）においても、立法目的として同様の視点が議論されている（同判決については、参照、藤井樹也「暴力的ビデオ・ゲームの規制と表現の自由」成蹊法学七五号（二〇一一年）一四〇頁）。

⑧ 松井茂記「青少年保護育成条例による『ポルノ・コミック』の法的規制について（二）」自治研究六八巻八号（一九九二年）九〇頁（一〇四頁注六一）。

⑨ 芦沢斉「青少年条例の思想」芦部信喜先生還暦記念論文集刊行会（編）『憲法訴訟と人権の理論』（有斐閣、一九八五年）四八五頁（四九〇頁）。

⑩ 安部哲夫『新版青少年保護法』（尚学社、二〇〇九年）一八四頁も参照。

⑪ ただし、大阪府条例に限って言えば、かつては「変態性欲」等と並び、同性愛に基づく行為を露骨に表現するものも有害図書類であるとされていたが、一九九四年の同条例施行規則改正によって削除されたため、同性愛は変態性欲に含まれないという解釈が可能である。

⑫ 東京都条例七条二号は、「漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」と定める。実写であっても演技によってこのような描写は可能であるところ、それが規制対象外となるのは、実写の場合すでに八条一項一号によって有害指定が可能であり、また、刑罰法規にふれるという理由のようである（東京都『東京都青少年の健全な育成に関する条例の解説』（二〇一一年）一二九頁）が、体系的観点からは合理的理由を欠くように思われる。

⑬ 東京都青少年問題協議会「メディア社会が拡がる中での青少年の健全育成について（答申）」（二〇一〇年）四六頁も、こうした区別を明確にしている。

⑭ この点は、地域における性教育のあり方などの教育のあり方とも関連すると思われる。有害図書類規制を法律ではなく条例で行わなければならない必然性はないが、教育のあり方との関連を考慮する必要があるとすれば、条例による規制であることには意義があることになろう。これに対して、条例による規制に批判的な最近の見解として参照、安部・前掲注⑩二四八頁、小谷順子「条例による有害図書類規制の行方」新井誠ほか（編）『地域に学ぶ憲法演習』（日本評論社、二〇一一年）一二頁（もっとも、後者は有害図書類規制自体にも批判的である）。

⑮ 二〇一〇年度の東京都の不健全図書類の指定件数は二九件であった。このほか、同年度における各都道府県における指定状況については参照、内閣府「都道府県における青少年有害指定状況の現況」（https://skcao.go.jp/present_state.html）。

⑯ 包括指定制度に対するより詳細な検討として参照、松井茂記「青少年保護育成条例による『ポルノ・コミック』の法的規制について（三）」自治研究六八巻九号（一九九二年）四五頁（四六頁）など。

⑰ この関連で、児童ポルノ規制法成立時に、ある大手書店が摘発を恐れて児童の性体験描写を含む特定の漫画の販売を取りやめた事例がしばしば紹介されるが、児童ポルノ規制法が漫画を規制対象としないことは明白であり、この種の事例と不明確な基準による萎縮効果、さらには個別判断の負担が過大なために生じる萎縮効果とは区別して考えるべきだろう。

⑱ 書店や取次会社をプロバイダと同様の情報の媒介者と考えれば、インターネット上の情報媒介者の責任の程度の議論とパラレルな点が見られる。もっとも、かつてインターネットにおける法律問題の検討が緒についたばかりの時代には、書籍流通に関する法的責任のモデルをプロバイダに当てはめる議論が行われていた（松井茂記『インターネットの憲法学』（有斐閣、二〇〇二年）二二八頁）。

⑲ 一九六四年の東京都条例の制定経緯について、例えば参照、吉武辰雄「東京都青少年の健全な育成に関する条例の制定経過とその周辺」警察研究三五巻一〇号（一九六四年）四三頁、奥平康弘「青少年保護条例の沿革」奥平康弘（編）『青少年保護条例・公安条例（条例研究叢書）』（学陽書房、一九八一年）三頁、金平輝子「都条例の運用とその問題点」『青少年条例（法律時報増刊）』（日本評論社、一九八一年）七四頁。

⑳ 有害図書類指定に際しても、一八条の二第二項を受けて、青少年健全育成審議会への諮問対象となる有害図書類候補の選定について、事前に業界団体の関係者の出席する「諮問図書に関する打ち合わせ会」で意見を聞くという運用があった（長岡義幸『マンガはなぜ規制されるのか』（平凡社、二〇一〇年）七九頁）。

㉑ 内閣府「都道府県条例による図書類有害指定方法」（https://skcao.go.jp/present_state.html）。

㉒ 一九八八年の宮城県条例改正による導入が最初の事例であると思われるが、その対象は「録画テープ又は録画盤」であり、事実上アダルトビデオを念頭に置いたものといえる（朝日新聞一九八八年七月一三日朝刊）。

㉓ 内閣府・前掲注㉑。

㉔ 拙稿「メディア法における共同規制（コレギュレーション）について」大石眞ほか（編）『各国憲法の差異と接点（初宿正典先生還暦記念論文集）』（成文堂、二〇一〇年）六三七頁（六五九頁注六四）

㉕ 自主規制の目的は様々であるから、このような規制は妥当ではない。すなわち、マスメディアに限っても、自主規制は、より良い報道を実現するために報道倫理を積極的に高めることを目的とする場合がある一方で、規制を避けるために最低限度の規律を行う場合もあるが、例えば、前者のうち、特に理念性の高いものについては、専門職能の自律に委ねるべきで、公権力による規制と接点を持たせるべきではないだろう。

㉖ もっとも、条例による規制を前提とすれば、東京都条例以外ではこの種の規定は実際上困難かもしれない。自主規制団体や図書類発行業者を対象とする表示図書類制度も、東京都ならではの制度であり、他の条例においては、規制対象は専ら書店等の流通関係事業者である。